

議会だより



第46号の掲載内容

- 第2回定例会の概要…………… 2 P
- 一般質問…………… 3 P～4 P
- 第2回臨時会の概要…………… 4 P
- 委員会の活動…………… 5 P～6 P

平成23年度第11回町民玉入れ大会が6月27日総合体育館で開催されました。

今年は、部門別に幼稚園児、小学生、一般、シニア（55歳以上）の43チームが参加して競技が行われ、カップを目指し懸命に玉を投げ入れるチビっ子選手たちに周りからは、多くの声援が送られておりました。

平成23年第2回定例会

平成23年第2回定例会は、6月16日に招集され会期を2日間と決め町長の行政報告が述べられ、その後1名の議員が一般質問を行いました。また、承認2件、議案3件、報告2件の審議を行い全て原案のとおり可決し、会期を1日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎承認

△平成22年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成23年3月31日付けで専決処分したもので、歳入歳出の増減はありません。内容は、公民館図書室本棚改修事業及び図書室管理システム導入事業の事業内容を精査し、歳出の財源調整を行ったものです。



△平成23年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成23年5月31日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ8千8百35万4

千円を追加し、予算総額9億9千97万8千円としました。

内容は、平成22年度の本会計が年度末決算見込みにおいて歳入不足となることから、地方自治法の規定により、前年度会計に繰上充て用金として8千8百35万4千円を追加したものです。

◎補正予算

△平成23年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ8千4百25万円を追加し、予算総額25億3千38万2千円としました。

内容は、認知症対応型共同生活介護施設、通称「グループホーム」等を整備するため、事業を行う民間業者への施設建設補助金8千3百62万4千円を追加したものが、主なものです。

◎条例

△鹿部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿部町地域密着型サービス事業（グループホーム等）を行う事業者候補選定委員

会を設置したことから、本条例に委員会委員の報酬額等を追加したものです。

△鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について

この度の東日本大震災で被害にあつた方々の負担を軽減するため地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことから、本条例の附則に被災者の負担軽減を図るための特例措置を加えたものです。

◎報告

△平成22年度鹿部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成22年度会計に予算措置されていた地域活性化臨時交付金事業10本、予算額8千4百44万7千円を平成23年度会計に繰越して事業を実施することから地方自治法施行令の規定により、議会に報告したものです。

△平成22年度鹿部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金で実施する事業を平成23年度会計に繰越して実施することから、



【以上7件、原案とおり可決】

～繰越明許費とは～

予算成立後、経費の性質やなんらかの理由で、その年度内に支出が終わらない見込みのある事業（予算）については、議会の議決を得て翌年度に繰越して使用できるようにする予算をいいます。

議会に報告したものです。

■納税貯蓄組合補助金について

(質問者)

朝井 翔二 議員

納税貯蓄組合への補助金についてご質問致します。

今年3月に行われた予算委員会において、私は各種団体に支出されている補助金は適正に運用されているのかを質しました。

それに対し、「補助金を受け取っている各種団体から決算書を提出させ厳密にチェックしておりいづれも適正に運用されている」と言う意味の答弁をいただきました。そこで、もう少しその内容を掘り下げて質問させていたいただきたいと思えます。

今年度の当初予算には「鹿部町納税貯蓄組合連合会補助金20万円と、各納税貯蓄組合事務補助金128万円が計上されており、5点ほど質問致します。

1点目、これは昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づく補助金であると解釈してよろしいでしょうか。

2点目、昨年度も同額を支出されておりますが、当然これらの組合からも決算

書を提出させ、精査されていると理解してよろしいでしょうか。

3点目、現在、鹿部町には納税貯蓄組合が何団体あり、そのうちいくつの組合に対して補助金を支出されていますか。

4点目、補助金を受け取っている組合のうち、いくつの組合が実際に納税貯蓄組合預金を行っているのでしょうか。

5点目、納税貯蓄組合連合会は、どのような活動をしており、補助金は何に使われているのか、お尋ねを致します。



■納税貯蓄組合法と鹿部町納税組合補助金条例に基づき、予算の範囲内で交付しております。

■補助金の交付額が半減したため、毎年総会を開催出来ない団体があり、決算書の提出がなされない組合もありますので、今後、書面議案の提出を指導して参ります。

■現在、組合は18団体となっており、そのうち16団体が組合預金を有しております。

■毎年、中学生を対象に税に関するポスターを募集し各施設に展示しております。また隔年で役員を対象とした研修会を実施しております。

(答弁者)

川村 茂 町長

朝井議員の一般質問にお答えします。

朝井議員のご質問の中にあるように、納税貯蓄組合法は昭和26年に制定されており、納税貯蓄組合に対する補助金の取り扱いについては、以前は、「納税額、納税率、組合員数」による交付基準であったことから、金持ち優遇の算定基準ではないかと全国各地で裁判闘

争が行われ、その後、法律改正が行われております。

鹿部町においても、平成16年度までは、現在の条例にありません組合設立補助金に事務費補助金に加え、取扱交付金がありました。

取扱交付金については廃止としたところであり、廃止に当たっては、各組合から反対の声もありましたが、ご理解を願ったところであること、最初に申し上げ、順次5つの質問にお答えします。

1点目の補助金の根拠については、基本法は、昭和26年制定の「納税貯蓄組合法」と平成17年3月に改正しました町の「納税貯蓄組合補助金条例」に基づき、予算の範囲内で補助金を交付しております。

なお、連合会補助金は、この条例によらないで、一般的な補助金となっております。

2点目は決算書等のご質問ですが、答弁上3点目の組合数と、4点目の組合預金の状況について先に答弁させていただきます。

納税貯蓄組合は、現在18団体となっており、14団体が漁業者、2団体が水産加

工と商工業の団体で、それ以外の団体が2団体となっており、18団体全てに補助金を交付しております。

組合預金を有している団体は、16団体となっております。

ご質問の2点目の各組合からの決算書の提出等でございますが、平成17年の改正により各組合に対する補助金の交付額が半分以上となったところから、毎年総会を開催することができない組合も出ており、隔年実施が多くなっており、決算書の提出がなされていない組合も見受けられます。

しかしながら、事務費補助金は毎年交付していることから、総会を開催できない場合は、今後書面総会議案の提出等について指導をして参りたいと思っております。

なお、連合会の総会へ出席した各組合役員から、毎年総会が開催できるような補助金の引き上げを要望されているところであり、次に、最後の5点目の連合会の活動内容等ですが、総会・役員会の開催は勿論ですが、事業といたしましては、毎年、中学生を対象とした「税をテーマとした

(3)

ポスター」を募集し、郵便局、漁協信用部及び中央公民館において作品展を実施しております。

また、隔年実施となりますが、役員を対象とした研修会を実施しております。

以上、朝井議員に対する答弁と致しますが、納税貯蓄組合は長年、町税の収納率を支えてきた歴史ある団体でもありますし、景気が低迷している最近の社会情勢からして、各納税貯蓄組合には、今まで以上の活動を願ひ収納率向上に協力を求めて参りたいと考えております。

以上、朝井議員に対する答弁と致します。

■再質問、再々質問の要約。(質問者)

朝井 翔二 議員

納税貯蓄組合法10条には、納税貯蓄を促進する活動に對して、必要な経費を予算の範囲内で補助するとあります。

これを超えてはならないと言うルールがあります。

納税貯蓄をするための事務費を補助すると言う意味です。納税貯蓄をされてない2団体は、補助金を

受け取る資格が無い訳です。

私は、補助金が本当に厳密に執行されているのか、そろそろ見直す時に来ていると思っております。

これは納税組合に限らず、本町の趣旨に沿った支出がなされているか、もう一度見直しされる考えがあるかどうか、町長に、お伺い致します。

■再答弁、再々答弁の要約。(答弁者)

川村 茂 町長

納税組合は、歴史もあり納税意識の向上には欠かせない組織でありますので、引き続き町の収納率向上に貢献して戴ければと思っております。

朝井議員が言われることは、十分に承知しておりますが、私も各団体の総会に出席しておりますが、その中で納税に関する話し合いが行われております。

ご指摘のありました、決算書の関係などにつきましては、もう一度精査して参りたいと考えております。

※再質問、再答弁については、要約しております。

第2回臨時会

第2回臨時会は、4月27日に開催され、次の案件について審議されました。

◎承認

△平成22年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成23年3月11日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ3百34万5千円を追加し、予算総額27億7千2百94万1千円としました。

内容は、東北地方太平洋沖地震により、発令された大津波警報に係る避難所開設に伴う避難者の食糧費と職員の時間外手当等を追加したものです。

△平成22年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

平成23年3月22日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ2千2百5千円を追加し、予算総額27億9千4百94万6千円としました。

内容は、被災地への義援金5百万円、基金積立金1千7百5千円を追加したも

のです。

△平成22年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

平成23年3月31日付けで専決処分したもので、歳入歳出の増減はありません。

内容は、国からの光をそそぐ臨時交付金の追加等に伴い歳出の財源調整を行ったものです。

△平成22年度鹿部町老人保健特別会計補正予算専決処分報告の承認について

平成23年3月24日付けで専決処分したもので、補正額は0円です。

内容は、国及び北海道に對する償還金11万2千円を追加し、同額を一般会計繰出金から減額したものです。

◎補正予算

△平成23年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ1千4百13万2千円を追加し、予算総額24億4千7百13万2千円としました。

内容は、被災地に支援物資として送った防災用毛布と畳を補充するため災害対策費の備品購入費5百58万6千円、中央公民館調理室改修工事請負費5百91万2

千円を追加したものが主なものです。

◎条例

△鹿部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国が出産等に係る妊産婦の経済的負担の軽減を目的に平成21年10月から本年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金を4万円引き上げ39万円とする経過措置を暫定的に行っておりましたが、4月以降も39万円の支給を継続する法改正が行われたことから本条例を改正したものです。

△鹿部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の一部改正に伴い本条例の関係条項を改正するもので、内容は国民健康保険税の限度額引上げ(73万円から77万円)と後期高齢者医療制度が平成25年度以降に廃止の予定となっておりことから本条例の旧扶養者に係る減免規定の一部を改正したものです。

【以上7件、原案とおりの可決】

総務経済常任委員会所管事務調査

◇構成委員

委員長 中川 一、副委員長 川村 裕司

委員 伊藤 辰男、委員 佐藤 頼幸、委員 竹ヶ原公勝



天蓋施設（屋根付き岸壁）



取水施設



給水栓

- ◇調査事項
鹿部漁港衛生管理型施設の視察について
- ◇調査実施日
平成23年4月26日
- ◇調査方法
担当課より、関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。
- ◇調査結果
鹿部漁港の環境・衛生管理型事業は、平成16年度から開始され平成26年度の完成を目指し漁港内の施設整備が着々と進められている。今回整備された取排水処理施設は、沖合280m地点から取水ポンプにより海水を取入れ、ろ過施設で滅菌処理される。
その後貯水槽に蓄積された海水は、送水ポンプにより天蓋施設（屋根付き岸壁）に設置している56箇所及び市場（荷捌所）2箇所の給水栓へ送水される。
滅菌処理された、海水は主にホタテ養殖、市場（荷捌所）、活魚水槽等で使用される予定となっている。
また、魚介類の洗浄などによって生じる雑排水は、漁港内に設置している排水管から集水槽に蓄積され排水貯留槽を経由し、沈殿槽

で24時間浄化処理された排水が漁港の外側へ送水される。
これらの施設整備により、水揚げされた魚介類の鮮度の保持や安心・安全ブランドが確立され、付加価値を高めた商品として流通されることを期待するものである。

議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、9月中旬に開催される予定です。

～傍聴手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

民生文教常任委員会所管事務調査

◇構成委員

委員長 浦 梅吉、副委員長 船橋 敦子

委員 盛田 鐵次、委員 朝井 翔二、委員 野田 重毅



改修予定のコミュニティープール



改修予定の中学校体育館

◇調査事項

新年度予算の工事計画等及び現地視察について

◇調査実施日

平成23年4月27日

◇調査方法

担当課より、関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。

◇調査結果

今年度予算で計画されている教育関係施設の改修事業は、小学校、中学校、中央公民館、プール、宮浜児童館の6施設を整備する予定となっている。

各施設の工事内容であるが、小学校はグラウンドに3連式の鉄棒1基を設置する予定で、事業費は58万円である。

中学校では、体育館雨漏り改修工事、体育館バスケットゴール改修工事、グラウンド周辺電灯改修工事の3箇所が計画されている。

内容は、体育館の雨漏り改修が金属建具改修2カ所内装・建具周辺防水処理等及びバスケットゴールの電動昇降化設備、グラウンド周辺の電灯改修工事で、予算額は9百13万8千円となっている。

中央公民館は、下駄箱の設置(3基)、レザ1畳取替え47枚、図書室本棚改修11

台、読書用テーブル2台及び椅子9脚の更新で事業費は、8百88万8千円である。

プールは水槽改修工事及び自動制御機器の更新が計画されており、内容は水槽フロアーパネルの補修、コースライン・距離ライン塗装、電気設備、配管改修制御システム構築等で、事業費は1千9百37万3千円となっている。

宮浜児童館は、トイレの改修工事が行われる予定となっており、内容は簡易水洗大便器を和式から洋式(2器)へ更新し、また小便器4器を3器に取り替え、壁・床の一部補修を実施する予定で、予算額は2百35万2千円である。

これらの改修事業に係る総体の事業費は予算額で、4千33万1千円となっているが、きめ細かな臨時交付金の対象事業が2件で1千9百37万3千円また、光をそぞろ臨時交付金の対象事業1件6百88万8千円が交付される予定である。

今回計画されている教育関係施設の整備により、施設の利便性が向上されるものと思われる。今後とも適正な施設管理に努めるとともに利用者の安全面に十分配慮したい。